

保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額などによって納め方が法律で決められており、納め方を自分で選ぶことはできません。納め方は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書払いまたは口座振替）に分かれています。

年金が年額 **18万円以上** の方 → 年金から【**天引き**】になります

●介護保険料は、納入通知書の中にある、期別保険料額の表に記載のとおり各年金支払日に保険料が年金から天引きされます。

■4月から特別徴収(年金天引き)となっている方

- ・4月、6月は、前年度2月の保険料額と同額を天引きします。
※今年の4月から特別徴収が開始された方は、前年度の保険料段階区分を基に年間保険料額を6回で割った額を暫定的に天引きします。
- ・8月以降は、確定した年間保険料額をもとに、納入通知書に記載の額を年金から天引きします。

■6月から特別徴収が開始される方

- ・6月は、前年度の保険料段階区分を基に、年間保険料額を年間支払回数5（6月から2月まで）で割った額を暫定的に天引きします。
- ・8月以降は確定した年間保険料額をもとに、納入通知書に記載の額を年金から天引きします。

こんなときは、一時的に納付書で納めます **普通徴収になります**



- 前年度、または今年度途中で65歳になった・転入した
- 前年度、または今年度途中で収入申告などをしたことにより、保険料が増額や減額になった
- 前年度、または今年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金を担保に融資を受けている
- 年金が一時差し止めになった・年金が年額18万円未満となった など

※翌年度4月の介護保険料は、今年度2月の保険料と同額を天引きします。

年金が年額 **18万円未満** の方 → 【**納付書**】や【**口座振替**】で各自納めます

納付書が同封されている方

各納期限までにお近くの市役所本庁舎（会計課、税務課）・北部事務所または金融機関・コンビニ・電子マネーで納めてください。

手間がかからず便利で安心な **口座振替** がおすすめです。

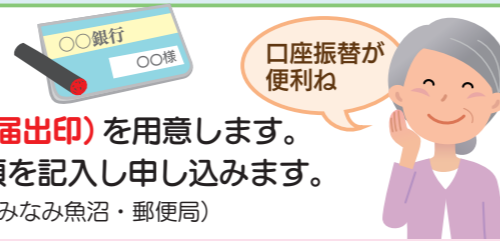
手続き

- ①介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
- ②金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し申し込みます。
(第四北越・大光・けんしん・ゆきしん・JA魚沼・JAみなみ魚沼・郵便局)

※金融機関でお手続きをされてから口座振替が開始されるまで1か月程度かかりますので、**最初の納期限分は納付書で納めてください。**

納入通知書に口座情報が記載されている方(口座振替)

- ①振替日 ご指定の金融機関より**各納期限日に振替**を行います。
- ②再振替 各納期限日に振替できなかった場合は、再振替を行います。再振替日は当該納期限の翌15日です。ただし、15日が休日の場合は、金融機関などの翌営業日です。
※再振替ができなかった場合は、納付書付きの督促状で納めていただきます。



介護保険は老後の安心を支えるみんなの制度です

65歳以上の方へ

あなたの

介護保険の保険料



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えあっているという制度です。

介護保険はみんなで支えあっています

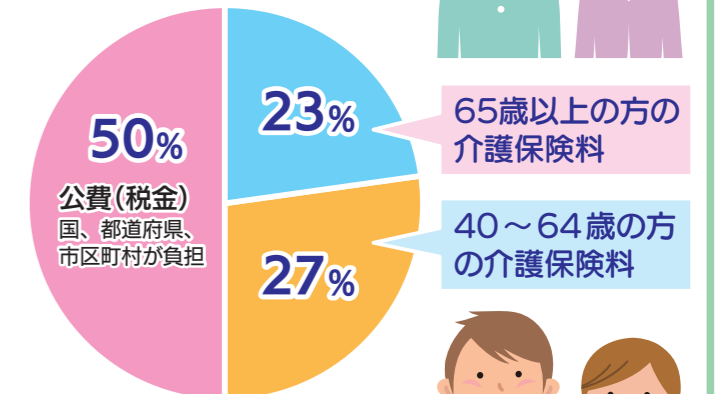
介護保険の財源は、保険料と公費(税金)とで半分ずつ負担しています。

このうち40～64歳の方(第2号被保険者)が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方(第1号被保険者)が納める保険料が23%を負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

65歳以上の方の介護保険料については、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービス量から算出されます。

介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は忘れずに納めましょう。

◆介護保険の財源



▲介護保険の財源の内訳(2024～2026年)
(このほかに利用者負担があります)

魚沼市役所 市民福祉部 介護福祉課
介護保険係 ☎(025) 792-9755

特別徴収

普通徴収